

平成 31 年 3 月 11 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔神戸市立自立センターあづま指定管理者〕

神戸市監査委員	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 30 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸市立自立センターあづま指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 29 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 30 年 9 月 7 日～平成 31 年 3 月 11 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立自立センターあづま（以下「事業所」という。）

事業所は、障害者の福祉の増進を図るため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例」に定める障害福祉サービスを行うことを目的として設置されている。

所在地 神戸市中央区吾妻通4丁目1番6号

建 物 鉄筋コンクリート造地上4階建のうち地上1階の一部
延床面積 664 m²

施設概要 1階 作業室、訓練室、給食室

施設開設年月日 平成12年4月1日

定 員 40名

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 社会福祉法人 えんぴつの家

② 選定理由

当該法人は他にも障害者施設を運営しており、障害者に対する専門的かつ高度な技術を有していること、また、現在に至るまで円滑な管理運営及びサービスの提供を行っていること等により、指定管理者として公募外により選定されている。

(3) 指定期間 平成29年4月1日～平成33年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、事業所の運営業務、事業所の利用及びその制限に関する業務、事業所の維持管理に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)							
項 目				平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利	用	者	数				
登	録	者	数	44人	44人	0人	0.0
延	べ	人	数	9,467人	9,660人	△ 193人	△ 2.0
開	業	日	数	244日	250日	△ 6日	△ 2.4
1	日	平	均	38.8人	38.6人	0.2人	0.5

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第2表 指定管理料等の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	平成29年度		平成28年度		対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率		
指定管理料	—(利用料金制)	—	—(利用料金制)	—	—	—
利用料収入	102,272	100.0	103,137	100.0	△ 865	△ 0.8

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の評価は「利用満足度調査において「満足」と「ほぼ満足」が多数を占めており、概ね利用者のニーズに沿った管理運営がなされている」となっている。

5 監査の結果

事業所の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては今後適正な事務処理に努められるとともに、指定管理者が適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(1) 指摘事項

① 管理運営業務報告を適正に行うべきもの

協定書及び仕様書によると、指定管理者は、毎年度終了後、事業所の管理運営業務に関する事項を記載した報告書を提出することとされており、記載事項の一つとして管理の実施状況を定めている。

平成28年度及び29年度の報告書によると、維持管理業務の一つとして「特別清掃（床等ワックス）」を記載しているが、実際には両年度とも当業務を実施していない。

指定管理者は協定書及び仕様書に基づき、正しく管理運営業務報告を行うべきである。

また、本市所管局は、実施状況を確認のうえ、指定管理者が管理運営業務報告を適正に行うよう指導するべきである。

② 備品管理を適正に行うべきもの

協定書の仕様書では、「神戸市に帰属する物品については、神戸市物品会計規則等(以下、「規則等」という。)に基づいて管理する」と定めている。

しかし、事業所の調理室の備品については、規則等に基づく管理簿に記載されていなかった。

指定管理者は、協定に基づき、本市に帰属する備品については、規則等に基づいて、本市の定める備品管理簿で管理を行うべきである。

また、本市所管局は、適正に備品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。

(2) 意見

① 協定書に基づく報告について

協定書では、指定管理者は、年度終了後、事業所にかかる自立支援給付費実績報告書を作成し、市に提出しなければならない、とされている。

平成 29 年度の実績報告書では、月別で記載している給付費の金額の記載誤りが見られた。

報告書は、所管局が事業実績を把握し、評価していくための一つの基準となるものであるから、指定管理者においては、正確な報告書の作成に努められたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が 1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。